

令和 6 年度 国民健康保険税率について

1. 国民健康保険制度改革後の国保財政のしくみ

- ・平成 30 年度より県は財政運営の責任主体となり、市町ごとの「国保事業費納付金」の額の決定、「標準保険税（料）率」の提示、保険給付に必要な費用を各市町に対して全額支払う等、国保財政運営の中心的な役割を担うこととなりました。
- ・「国保事業費納付金」については、県が医療費動向等から県全体に必要な医療費や事業費を推計し、県が受ける公費収入を差し引いた額をもとに、市町ごとの納付金を決定します。
- ・各市町は算定された「国保事業費納付金」を納付するため、その主な財源となる国保税（料）について、県において提示された市町ごとの「標準保険税（料）率」を参考に保険税（料）率を決定します。

2. 本市国民健康保険の現状

- ・被保険者数
R 5. 1 2 時点 6,579 世帯、10,255 人（前年同月比△456 人）
- ・被保険者 1 人当りの基準総所得
R 4 : 1,011,778 円（前年度比+8.35%）※R 4 県内 1 位
- ・市町 1 人当りの保険税（料）額（調定額ベース）
R 4 : 98,910 円（前年度比△2.25%）※R 4 県内 1 位
- ・モデル世帯（給与収入 350 万円、40 歳代夫婦および子ども一人世帯）の保険税額
R 4 : 346,000 円 ※R 4 県内 1 4 位
- ・被保険者 1 人当りの療養諸費
R 4 : 390,972 円（前年度比+3.69%）※R 4 県内 1 8 位
- ・国民健康保険税の収納率
R 4 : 95.03%（前年度差+0.297）※R 4 県内 1 6 位

3. 税率改定に伴い考慮すべきポイント

- ①団塊の世代が 75 歳に到達し、後期高齢者医療制度への移行による影響で国保加入者の減少傾向が続いていますが、保険者負担割合の多い 70 歳以上の被保険者の占める割合は依然として大きい状況です。
- ②一人当たり医療費については、医療の高度化等の影響により年々増加しており、今後もその傾向は続くことが見込まれます。
- ③県では、県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険税となる保険税水準の統一を目指しており、「第 3 期滋賀県国保運営方針（R6～R11）」において、令和 9 年度での滋賀県内の保険料水準の統一（税率の標準化）が明記予定で

す。(令和11年度までの移行期間あり)このことから、現在、本市においても令和9年度の県標準保険料率に向けて、本市の税率を改定していく必要があります。

④県標準保険税率は、医療費の動向等を踏まえ毎年変動し、令和6年度については、一人あたり医療費の増加や前期高齢者交付金の減、保険料水準統一後を見据えた県基金への積み立てなどにより、納付金が大幅に増加することから、令和6年度県算定による標準保険税率も大きく上昇しており、現行の本市保険税率との間に大きな差が生じています。

⑤繰越金については、被保険者の経済的負担軽減を目的に令和5年度当初予算において、122,000千円活用し、令和5年度保険税率を据え置いています。現時点で保有する455,000千円の繰越金については、県内保険税水準の統一に向けた過程の中で、引き続き本市保険税率の低減につながる納付金財源として引き続き有効活用していく。

4. 県標準保険税率と本市現行保険税率との比較

R5	県標準保険税率			本市保険税率		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
医療分	6.78%	28,453円	19,327円	5.70%	25,100円	17,000円
後期支援分	2.87%	11,672円	7,928円	2.25%	10,100円	6,900円
介護分	2.41%	12,403円	6,196円	1.77%	11,100円	5,800円

※一人当たり保険税額比較

- ・R5 県標準税保険税率適用 134,557円/人 (うち、医療費分 87,414円/人)
- ・現行本市保険税率適用 114,400円/人 (県と市の差額 20,157円)



R6	県標準保険税率		
	所得割	均等割	平等割
医療分	↑ 7.42%	↑ 31,432円	↑ 21,721円
後期支援分	↑ 2.91%	↑ 12,030円	↑ 8,314円
介護分	↑ 2.47%	↑ 12,632円	↑ 6,238円

※一人当たり保険税額比較

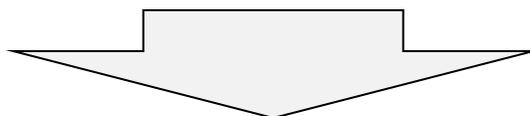
- ・R6 県標準税保険税率適用 145,345円/人 (前年度比+8.0%)
(内、医療費分 96,861円 (前年比+10.8%))
- ・現行本市保険税率適用 114,400円/人 (県と市の差額 30,945円)

5. 令和6年度本市国民健康保険税率（案）

令和9年度の統一保険料水準に向けて、本市保険税を改定するにあたっては、一人当たりの県標準保険税額と本市現行保険税額との差額（30,945円）並びに今後も増えることが見込まれる医療費の動向を踏まえると、県標準保険税額に近い水準への引き上げが望ましいが、被保険者の経済的負担の軽減を図るため、令和6年度一人当たり県標準保険税額の引き上げ水準（134,557円→145,345円 +8.0%）と保険税額の約5割を占める医療分の引き上げ水準（87,414円→96,861円 +10.8%）を目安とする下記の本市保険料水準の引き上げに留めたい。なお、不足分については繰越金を活用します。

7年度以降についても、県標準保険税率を睨みながら、被保険者の負担軽減を図るため繰越金を有効に活用することを前提に税率を改定していく。

令和5年度保険税率			
	所得割	均等割	平等割
医療分	5.70%	25,100円	17,000円
後期支援分	2.25%	10,100円	6,900円
介護分	1.77%	11,100円	5,800円



令和6年度保険税率（案）			
	所得割	均等割	平等割
医療分	↑ 6.37%	↑ 27,600円	↑ 18,900円
後期支援分	↑ 2.49%	↑ 10,800円	↑ 7,400円
介護分	↑ 2.03%	↑ 11,700円	↑ 6,000円

※一人当たり保険税額比較

R6 県標準税保険税率適用 145,345円/人

改定後本市保険税率適用（概算）126,000円/人（県と市の差額 19,345円）

（改定前比 +10.1%）

※R6 繰越金活用見込額：約88,000千円（R6 繰越金活用後残額：約366,000千円）

（参考）国保会計予算（見込額）での比較

	現行税率適用	改定後税率適用	差額
R6 保険税額 （現年分）	1,006,582千円	1,094,821千円	88,239千円

(参考) モデル世帯による保険税額 (年額)

		県標準保険税率 税額 (A)	本市保険税率 税額 (B)	差額 (B) - (A)
夫婦 (65 歳以上) 年金収入 80 万円×2 人 課税標準額 0 万円	R5	32,200 円	28,200 円	△4,000 円
	R6	35,100 円	30,900 円	△4,200 円
	R6-R5	+2,900 円	+2,700 円	
	改定率	+9.0%	+9.6%	
40 歳代夫婦および 子ども 1 人 給与収入 350 万円 課税標準額 194 万円	R5	412,500 円	346,000 円	△66,500 円
	R6	440,300 円	382,200 円	△58,100 円
	R6-R5	+27,800 円	+36,200 円	
	改定率	+6.7%	+10.5%	

6. その他

- ①上記保険税率改定にかかる本市国民健康保険税条例の改正について、3月議会に提出予定。
- ②今後国において、下記の法改正が予定されていることから、法改正を受けて本市国民健康保険税条例の改正を実施。
 - ・国民健康保険税課税限度額の引き上げ (後期高齢者支援金分: 22 万円→24 万円)
 - ・国民健康保険税軽減判定所得の見直し (5割軽減判定: 29 万円→29.5 万円、2割軽減判定: 53.5 万円→54.5 万円)

平成29年度および平成30年度（都道府県単一化）以降の税率一覧表

医療分	所得割				均等割				平等割			
	市税率	増減	県税率	増減	市税額	増減	県税額	増減	市税額	増減	県税額	増減
H29	7.84%				31,700				28,300			
H30	6.36%	↓	6.36%		29,600	↓	29,629		22,000	↓	22,005	
R1	6.36%		6.18%	↓	29,600		29,339	↓	22,000		21,491	↓
R2	6.36%		6.74%	↑	29,600		30,701	↑	22,000		22,369	↑
R3	6.20%	↓	6.23%	↓	25,400	↓	25,527	↓	18,200	↓	18,215	↓
R4	5.70%	↓	6.09%	↓	25,100	↓	25,174	↓	17,000	↓	17,079	↓
R5	5.70%		6.78%	↑	25,100		28,453	↑	17,000		19,327	↑
R6			7.42%	↑			31,432	↑			21,721	↑
			7.67%				32,423				22,450	

制度改正

後期支援金分	所得割				均等割				平等割			
	市税率	増減	県税率	増減	市税額	増減	県税額	増減	市税額	増減	県税額	増減
H29	2.10%				8,150				7,500			
H30	2.25%	↑	2.25%		10,100	↑	10,133		7,500		7,526	
R1	2.25%		2.44%	↑	10,100		11,003	↑	7,500		8,060	↑
R2	2.25%		2.46%	↑	10,100		10,884	↓	7,500		7,931	↓
R3	2.25%		2.49%	↑	10,100		9,988	↓	7,500		7,127	↓
R4	2.25%		2.54%	↑	10,100		10,192	↑	6,900	↓	6,914	↓
R5	2.25%		2.87%	↑	10,100		11,672	↑	6,900		7,928	↑
R6			2.91%	↑			12,030	↑			8,314	↑
			2.95%				12,173				8,428	

制度改正

介護分	所得割				均等割				平等割			
	所得割	増減	県税率	増減	市税額	増減	県税額	増減	市税額	増減	県税額	増減
H29	1.75%				8,950				5,250			
H30	1.56%	↓	1.56%		10,100	↑	11,079		4,700	↓	4,654	
R1	1.56%		2.25%	↑	11,100	↑	13,306	↑	4,700		6,530	↑
R2	1.56%		2.20%	↓	11,100		13,536	↑	4,700		6,855	↑
R3	1.77%	↑	2.24%	↑	11,100		11,567	↓	5,800	↑	5,798	↓
R4	1.77%		2.28%	↑	11,100		11,678	↑	5,800		5,801	↑
R5	1.77%		2.41%	↑	11,100		12,403	↑	5,800		6,196	↑
R6			2.47%	↑			12,632	↑			6,328	↑
			2.52%				12,850				6,329	

制度改正

R6 保険税率比較

資料 1 - 4

医療分	平均引上水準	所得割		均等割		平等割	
		市税率	引上水準	市税率	引上水準	市税率	引上水準
R5現行税率		5.70%		25,100		17,000	
R6試算③ +10%改定	37/100	6.37%	39/100	27,600	40/100	18,900	40/100
R6試算② +12%改定	44/100	6.49%	46/100	28,000	46/100	19,200	47/100
R6試算① +15%改定	55/100	6.69%	58/100	28,800	58/100	19,700	57/100
R6試算④ +18%改定	67/100	6.88%	69/100	29,500	70/100	20,300	70/100
R6県標準税率	100/100	7.42%	100/100	31,432	100/100	21,721	100/100

支援金分	平均引上水準	所得割		均等割		平等割	
		市税率	引上水準	市税率	引上水準	市税率	引上水準
R5現行税率		2.25%		10,100		6,900	
R6試算③ +10%改定	37/100	2.49%	36/100	10,800	36/100	7,400	35/100
R6試算② +12%改定	44/100	2.53%	42/100	10,900	42/100	7,500	42/100
R6試算① +15%改定	55/100	2.60%	53/100	11,100	52/100	7,700	57/100
R6試算④ +18%改定	67/100	2.67%	64/100	11,300	62/100	7,800	64/100
R6県標準税率	100/100	2.91%	100/100	12,030	100/100	8,314	100/100

介護分	平均引上水準	所得割		均等割		平等割	
		所得割	引上水準	均等割	引上水準	平等割	引上水準
R5現行税率		1.77%		11,100		5,800	
R6試算③ +10%改定	37/100	2.03%	37/100	11,700	39/100	6,000	38/100
R6試算② +12%改定	44/100	2.07%	43/100	11,800	46/100	6,000	38/100
R6試算① +15%改定	55/100	2.15%	54/100	12,000	59/100	6,100	57/100
R6試算④ +18%改定	67/100	2.22%	64/100	12,200	72/100	6,100	57/100
R6県標準税率	100/100	2.47%	100/100	12,632	100/100	6,328	100/100

(医療+支援金+介護)

収納見込額 (千円)	繰越金投入見込額 (千円)	繰越金残高 (千円)
1,006,582	176,677	278,546
1,094,821	88,437	366,786
1,109,478	73,781	381,442
1,135,796	47,462	407,761
1,160,427	22,833	432,390
1,233,080	0	455,223

資料 1 - 5

モデル世帯による保険税額比較

		現行保険税額	試算③ +10%改定	試算② +12%改定	試算① +15%改定	試算④ +18%改定	県標準税率 +27%改定
夫婦（65歳以上） 年金収入80万円×2人 課税標準額0円	R6税額（円）	28,200	30,930	31,350	32,160	32,910	35,121
	現行税額との差（円）		2,730	3,150	3,960	4,710	6,921
	現行からの上昇率（%）		9.7	11.2	14.0	16.7	24.5
40歳代夫婦および子ども1人 給与収入350万円 課税標準額194万円	R6税額（円）	346,000	382,166	388,146	399,136	409,338	440,333
	現行税額との差（円）		36,166	42,146	53,136	63,338	94,333
	現行からの上昇率（%）		10.5	12.2	15.4	18.3	27.3

(参考)

		現行保険税額	試算③ +10%改定	試算② +12%改定	試算① +15%改定	試算④ +18%改定	県標準税率 +27%改定
一人当たり保険料	R6税額（円）	114,400	126,000	128,000	131,600	135,000	145,345
	現行税額との差（円）		11,600	13,600	17,200	20,600	30,945
	現行からの上昇率（%）		10.1	11.9	15.0	18.0	27.1